

【ご注意】本案内は、JCBカードに自動付帯している保険・見舞金制度の概要です。お持ちのカードにより保険・見舞金制度が付帯していない場合や一部内容が異なる場合がございます。くわしくはカード発送時にお届けしております詳細を記したご案内をご参照ください。

海外旅行傷害保険

保険の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
傷害	死亡後遺障害	旅行期間中の事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡または後遺障害を生じたとき	○亡くなられたとき……保険金額(死亡・後遺障害)の100%をお支払いします。 ○後遺障害を生じたとき……その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の3～100%をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者、保険金受取人の故意 ■被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ■被保険者の脳疾患、疾病、心身喪失 ■戦争、その他の変乱 ■放射線照射・汚染・原子核反応 ■危険なスポーツ(登山・スカイダイビング等)中のケガ また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。
	治療費用	旅行期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき [注] 事故の日から180日以内に要した費用に限りま。	下記の①～③の費用のうち実際に支出された金額を損害の場合は1回の事故につき、疾病の場合は1回の病気につき各々の保険金額を限度としてお支払いします。	
疾病	治療費用	旅行期間中に発病または原因が発生し(下記伝染病の場合は感染し)旅行行程終了後72時間以内に(下記伝染病の場合は30日以内に)医師の治療を受けられたとき。(コレラ・ペスト・天然痘・発疹チフス・ラッサ熱・マリヤ・回帰熱・黄熱・重症急性呼吸器症候群・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・マールブルク病・コクシジオイデス症・デング熱・顎口虫・ウエストナイル熱・リッサウイルス感染症・腎症候性出血熱・ハンタウイルス肺症候群・高病原性鳥インフルエンザ・ニハウイルス感染症・赤痢・ダニ媒介性脳炎・腸チフス・リフトバレー熱・レプトスピラ症) [注] 最初の治療日から180日以内に要した費用に限りま。	①治療のために必要な次の費用 (1)診察費・手術費等診療関係費、入院費 (2)病院までの交通費、緊急移送費、転院費(入院先の病院で治療が困難な場合など) (3)ホテル客室料(入院が不可能である場合など) (4)通訳雇用費用 (5)義手・義足の修理費(傷害治療のみ) ②入院により必要となった身の回り品購入費(5万円限度)、通信費(1回の事故につき、合算して20万円限度) ③入院または通院により必要となった旅行行程復帰または、帰国のための交通費、宿泊費(本来帰国に要すべき費用を除きます。)	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者、保険金受取人の故意 ■妊娠、出産、早産、流産およびこれらに起因する病気 ■歯科疾病 また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 [注] 保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気についてはお支払いの対象となりません。
	賠償責任	旅行期間中に誤って他人をケガさせたり他人のものを壊したりして、被害者から法律上の損害賠償を請求されたとき。	下記①②のうち実際に支出された金額を1回の事故につき保険金額を限度としてお支払いします。 ①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②保険会社が妥当と認めた以下の費用 ○損害防止軽減費用 ○緊急費用 ○訴訟費用等	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ■被保険者の親族に対する事故 ■自動車、船、航空機の操縦・操作に起因する事故 ■汚染物質に起因する賠償責任、罰金・違約金・懲罰的賠償額に対する賠償責任 ■預かっている物に関する事故、ただし、次の物はお支払いの対象になります。 (イ)ホテルの客室および客室内の動産(セーフティボックスのキーならびにルームキーを含みます。) (ロ)ホームステイ先の部屋及び部屋内の動産 (ハ)レンタル業者から貸借した旅行用品または生活用品
	携行品損害	旅行期間中に携行する身の回り品(被保険者の所有するもの)が盗まれたり、事故により壊れたりしたとき。	時価額または修理費のいずれか低い方を時価額を限度としてお支払いします。ただし携行品1つ(1点または1対)あたり10万円が限度となります。また、旅券の盗難等による損害については、現地での再発給費用(交通費、宿泊費を含みます。)を5万円を限度としてお支払いします。 [注1] 1回の事故毎に損害額のうち3,000円はご自身で負担していただきます。 [注2] 乗車船券、航空券等については、事故の後に実際に支出した費用を1事故につき5万円を限度としてお支払いします。 [注3] 時価額：保険の目的と同じ物を取戻または購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額。	<ul style="list-style-type: none"> ■他人から借りたもの ■すり傷等の外観の損傷 ■携行品の設計・材質または制作の欠陥および自然の消耗 ■携行品の置き忘れまたは紛失 ■国または公共団体の公権力の行使(空港等の安全確認検査でのスーツケース等の錠の破壊は除きます。) ■携行していない場合(配送中の事故など)は、お支払いの対象となりません。また、登山など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行っている間の損害については保険金をお支払いできません。 ■保険の目的である液体の流出 [注] 次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。 現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、免許証、定期券、帳簿、図面、入函、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船など。
	救済者費用等	旅行期間中に 1.ケガをして事故の日から180日以内に亡くなられたとき。 2.病気により亡くなられたとき。 3.病気にかかり医師の治療を受け、旅行行程終了後30日以内に亡くなられたとき。 4.ケガまたは病気により継続して3日以上入院されたとき。 5.搭乗している航空機、船舶等が行方不明または遭難したとき。 6.事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったとき。(ただし被保険者の無事が確認できた後に現地に赴く救済者の費用は対象となりません。)	被保険者、被保険者の親族(救済者)が支出した次の費用を、補償期間を通じ救済者費用等保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用②現地からの移送費③現地との航空運賃等交通費(3～6日間の継続入院の場合救済者1名、7日以上継続入院の場合救済者3名限度。)④ホテル客室料(3～6日間の継続入院の場合救済者1名、7日以上継続入院の場合救済者3名限度。それぞれ14日間を限度。)⑤渡航手続き費および現地での諸雑費(3～6日間の継続入院の場合5万円、7日以上継続入院の場合20万円限度。)⑥遺体処理費用(100万円限度) [注] 傷害または疾病治療費用で保険金をお支払いする諸雑費については、保険金をお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者、保険金受取人の故意 ■被保険者の闘争行為、犯罪行為 ■被保険者の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの ■危険なスポーツ(登山・スカイダイビング等)中のケガ ■妊娠、出産で入院した場合

※2007年4月1日(日)改定。2007年4月1日(日)以降の出発日より適用となります。

※上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目につきましては、他の海外旅行傷害保険契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額は明記されている額が上限となります。

※旅行をキャンセルした場合や、旅行行程中に旅行をとりやめ帰国した場合および旅行行程を延長しなくてはならない場合等にあらたに生じる費用(キャンセル代・航空運賃等交通費・ホテル等客室料および諸雑費)につきましては、補償の対象とはなりません。

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

【ご注意】本案内は、JCBカードに自動付帯している保険・見舞金制度の概要です。お持ちのカードにより保険・見舞金制度が付帯していない場合や一部内容が異なる場合がございます。くわしくはカード発送時にお届けしております詳細を記したご案内をご参照ください。

国内旅行傷害保険

保険の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
傷 害	死亡 後遺障害	<p>①被保険者が日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具搭乗中に傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。</p> <p>※航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限り入場が許される飛行場構内における傷害事故および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中を含みます。</p>	<p>左記の①～③によりその傷害が原因で事故の日から180日以内に</p> <p>(1)亡くなられたとき……………</p> <p style="text-align: center;">保険金額(死亡・後遺障害)の100%をお支払いします。</p> <p>(2)後遺障害を生じたとき……………</p> <p style="text-align: center;">その程度に応じて保険金額の3～100%をお支払いします。</p>	<p>■被保険者、保険金受取人の故意</p> <p>■被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>■被保険者の無資格運転、酒酔い運転</p> <p>■被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失</p> <p>■戦争、その他変乱</p> <p>■放射線照射・汚染・原子核反応</p> <p>■危険なスポーツ(登山・スカイダイビング等)中のケガ</p> <p>■地震、噴火または津波</p> <p>■「旅行中」の事故でない場合</p> <p>(1)通勤・通学中の事故(往復途上の立ち寄り時を含む)</p> <p>(2)通常業務範囲内の移動中の事故</p> <p style="text-align: center;">(ただし、出張旅行中の事故は除きます)</p> <p>(3)日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中等、旅行を目的としない外出中の事故</p> <p style="text-align: center;">例)買い物、飲食、習い事、スポーツジムへの往復、病気・ケガの治療、同好会・チーム活動参加のための往復、映画鑑賞、観劇(コンサート・舞台・ミュージカル)、スポーツ観戦、パチンコ、麻雀、競輪、競馬、競艇、ゲームセンター、カラオケ</p> <p>また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。</p>
	入院	<p>②被保険者が日本国内を旅行中、旅館、ホテル等の宿泊施設に宿泊者として滞在中に、火災・爆発事故により傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。</p>	<p>左記の①～③によりその傷害が原因で</p> <p>(3)入院されたとき…………… 入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">(ただし事故日より180日限度)</p> <p>(4)入院保険金を支払う場合で手術を受けられたとき……………</p> <p style="text-align: center;">入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額(ただし1事故につき1回限度)</p>	
	通院	<p>③被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中に傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。</p>	<p>(5)通院されたとき…………… 通院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">(ただし事故日より180日以内で90日限度)</p>	

※国内旅行傷害保険において：

「募集型企画旅行」とは……………あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。)をいい、会社の慰安旅行や業務出張などあらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

「募集型企画旅行に参加中」とは…募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用した時から最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。

「公共交通乗用具」とは……………航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。

※国内旅行傷害保険において入院保険金・手術保険金・通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象とはなりません。

※上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

【ご注意】本案内は、JCBカードに自動付帯している保険・見舞金制度の概要です。お持ちのカードにより保険・見舞金制度が付帯していない場合や一部内容が異なる場合がございます。くわしくはカード発送時にお届けしております詳細を記したご案内をご参照ください。

ショッピング ガード保険

保険金請求者：JCB会員（家族会員を含みます）

年間補償限度額：保険期間中の総補償金額はカードにより異なります。

自己負担額：自己負担額はカードにより異なります。

補償金額：カードご利用額あるいは購入店の領収書に記載された物品の購入金額（修理が可能な場合は修理金額）から自己負担金額を控除した額を限度とします。

※物品の購入に際しJCBカードと現金商品券等を併用された場合には、カード利用額から自己負担額を控除した額を限度とします。

補償を受けられる人および補償金を請求できる人：

この補償サービスにおいて補償が受けられるのは、補償の対象となる物品を正当な権利を持って所有されている方とします。したがって、会員および家族会員ならびにこれらの方々からの補償の対象となる物品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、いずれの場合も補償を請求することができるのは原則として会員に限られます。

注）カードにより、日本国内で購入された品物は補償を受けられない場合がございます。

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

お支払いする場合	補償の対象とならない物品	お支払いできない主な場合
<p>補償期間内にJCB会員がJCBカードを利用して購入した物品（詳細は右記）で購入日（配送等による場合には物品の到着日）から90日以内に偶然な事故（国内海外問わず）によって損害を被った場合。</p>	<p>会員が購入した物品であっても、次に掲げるものは補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 船舶（ヨット・モーターボートおよび、ボートを含みます。）。航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品 (2) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの (3) 動物及び植物 (4) 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。）旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット (5) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの (6) 自動車電話、携帯電話およびこれらの付属品 (7) 食料品 (8) 会員が従事する職業上の商品となるもの <p>※ギフトカードで購入した品物は対象となりません。 ※補償の対象とならない物品は上記以外に追加されることもございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会員または補償金を受け取る方の故意に起因する損害。 (2) 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等に起因する損害。 (3) 補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥およびこれらの欠陥に起因する損害。 (4) 戦争、暴動その他の事変に起因する損害。 (5) 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。 (6) 核燃料物質の有害な性質に起因する損害。 (7) 置き忘れまたは紛失に起因する損害。 (8) 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害。 (9) 詐欺または横領に起因する損害。 (10) 物品の誤った使用に起因する損害。 (11) 物品の配送中に生じた損害。 <p style="text-align: right;">など</p>

【ご注意】

本案内は、JCBカードに自動付帯している保険・見舞金制度の概要です。お持ちのカードにより保険・見舞金制度が付帯していない場合や一部内容が異なる場合がございます。くわしくはカード発送時にお届けしております詳細を記したご案内をご参照ください。

『ライフアクシデントケア制度』

『空き巣被害見舞金』

補償対象者：ザ・クラス本会員および個人ゴールド本会員
※家族会員の方は補償の対象となりません。

補償期間：ザ・クラス会員、個人ゴールド会員である期間

補償金額：5万円（ただし、毎年4月1日から1年間に付き、1回の事故のみ補償します。）

（見舞金額）※他に同居されている補償対象者がいる場合には、1事故あたり10万円がお支払いの限度となります。
※原則として、事故発生日より60日以内に申請をいただいた場合に限りです。

○お見舞金のお支払いについて

JCBからお支払いするお見舞金は、「カードご利用代金明細書」にてマイナス表示いたします（カードご利用代金から相殺してお支払いいたします）。

例・Aさんの場合

・ 〇月10日お振り替え予定のカード利用代金が	105,000円…①
・ JCBからのお見舞金のお支払いが	-50,000円…②
・ 〇月10日のお振り替え金額は55,000円	55,000円…(①より②を相殺)

カードご利用代金がお支払いのお見舞金額に満たない場合には、その差額をJCBよりカードご利用代金お支払い口座にお振り込みいたします。
毎月10日までにご返送いただいた請求書のうち、お見舞金のお支払いが決定した会員様には、翌月10日のカードご利用代金のお振り替え時に上記方法にてお支払いさせていただきます。

お見舞金をお支払いする場合	お支払いできない主な場合
<p>補償対象者の住宅(注1)に空き巣(注2)が入り、建物や家財に損害が発生した場合に、補償対象者が所轄警察署に被害の届出を行うことを条件に、お見舞金をお支払いします。</p> <p>(注1) JCBにご登録いただいている本会員様の日本国内の住居に限ります。</p> <p>(注2) 「空き巣」とは、窃盗目的で家人の留守中に住宅に侵入する犯罪をいいます。なお、家人が就寝している間に侵入する「忍び込み」や、家人が食事その他の所用中に侵入する「居空き」は、お見舞金支払いの対象になりません。</p>	<p>(1) 会員の故意または詐害行為によって生じた損害</p> <p>(2) 会員の親族、使用人、同居人、止宿人並びに会員の補償対象住居の監守人が自らなされたまたは加担した盗難による損害</p> <p>(3) 忍び込みや居空き等、空き巣狙い以外の不法侵入者によりなされた盗難による損害</p> <p>(4) すり等、補償対象住居に不法に侵入しなかった者によりなされた盗難による損害</p> <p>(5) 店舗併用住宅建物の店舗部分等、日常住居以外の目的で使用している部分の建物等の財物に生じた損害</p> <p>(6) 財物損壊を伴わない経済的損失や精神的苦痛等の非財物損害</p> <p>(7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における盗難による損害</p> <p>(8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動の際における盗難による損害</p>

*本見舞金制度は、JCBが「JCBカード見舞金規定」に基づいて運営いたします。従って、お見舞金はJCBよりお支払いいたします。
上記内容は概要を説明したものであり、実際のお見舞金支払いの可否は「JCBカード見舞金規定」に基づきJCBが決定いたします。

『犯罪被害傷害保険』

被保険者：ザ・クラス本会員および家族会員、個人ゴールド本会員および家族会員※ただし、死亡後遺障害は、本会員のみ
補償期間：ザ・クラス会員、個人ゴールド会員である期間

保険の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
傷害	死亡後遺障害 本会員 1,000万円 (家族会員 補償なし)	①第三者(被保険者以外の者)の故意による加害行為により傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。ただし、その傷害が第三者の加害行為により生じたことを警察に届け出た場合に限ります。	左記①～②によりその傷害が原因で事故の日から180日以内に (1)亡くなられたとき(本会員のみ)…1,000万円 (2)後遺障害を生じたとき(本会員のみ) …その程度に応じて30万円～1,000万円	・被保険者、保険金受取人の故意 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・戦争、その他変乱
	入院 ・入院保険金1日につき7,500円 ・手術保険金 7,500円×倍率	②「ひき逃げ」(注1)により傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。 (注1)「ひき逃げ」とは、道路上における被保険者と自動車または原動機付自転車との衝突・接触等の交通事故で、当該事故の加害者である第三者がその被保険者の救護その他の必要な措置を行わず逃走し、加害者が当該事故の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できない場合をいいます。	左記の①～②によりその傷害が原因で (3)入院されたとき…7,500円/日 (3)入院保険金を支払う場合で手術を受けられたとき…7,500円に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額(ただし、1事故につき1回限度) (5)通院されたとき…5,000円/日(ただし事故日より180日以内で90日限度)	・放射線照射、汚染、原子核反応 ・ピッケル等を使用する山岳登山、ハングライダーなどの危険なスポーツをしている間のケガ ・地震、噴火または津波 ・道路以外の場所で、自動車、オートバイ、モーターボートによる競技、競争、興行または試運転をしている間のケガ ・頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
	通院 1日につき 5,000円			

※この保険契約の規定上、死亡保険金の受取人は法定相続人に限ります。
上記内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

■JCBカード見舞金規定

(目的)

第1条 本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「**JCB**」といいます。）が第2条に定める補償対象者に該当する**JCB**会員（以下「会員」といいます。）を対象に運営する「空き巣被害見舞金制度」の取り扱いについて定めます。

(用語の定義)

第2条 本規定において、次に掲げる用語は当該各号の定義に従うものとします。

- 補償対象者
ザ・クラス会員およびゴールド会員のうち、個人本会員とし、家族会員および法人会員（カード使用者を含む）を除くものとします。
- 補償対象住居
補償対象者が日本国内において自己の日常住居用に所有または借用している建物のうち、補償対象者が日常住居用として使用している部分をいいます。（店舗併用住宅建物の店舗部分等、補償対象者が日常住居以外の目的で使用する部分がある建物の場合は、補償対象者が日常住居用として使用する部分のみをいい、日常住居以外の目的で使用する部分を除きます。）但し、補償対象者が会員の自宅住所として登録している住所に所在するものに限ります。尚、補償対象者が転居した場合、転居した日から、会員の自宅住所として**JCB**に登録している住所の変更手続きが完了するまでの間については、住民票等の客観的な資料により転居の事実が確認できることを条件に、転居後の住居を補償対象住居と見做します。
- 建物
日常住居の用に供する建築物をいいます。但し、門、へい、かき、物置または車庫その他の付属建物を除きます。
- 家財
建物内に収容されている日常生活用動産をいいます。但し、船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）、航空機、自動車（自動三輪車、自動二輪車及び原動機付自転車を含みます。）並びにこれらの付属品、自転車、動物及び植物等の生物を除きます。
- 空き巣狙い
窃盗目的で、家人の留守中に住宅に侵入する犯罪をいいます。
- 忍び込み
窃盗目的で、家人が就寝している間に住宅に侵入する犯罪をいいます。
- 居空き
窃盗目的で、家人が食事その他の所用中の際に住宅に侵入する犯罪をいいます。
- 空き巣狙いによる盗難損害
空き巣狙いによって生じた建物または家財の盗取、毀損または汚損等の財物損害をいいます。尚、空き巣狙いの窃盗未遂によって生じた財物損害を含みます。
- 1補償期間
毎年4月1日の午前0時から翌年3月31日の午後12時までの1年間を1補償期間とします。

(見舞金を支払う場合)

第3条 **JCB**は、補償期間中に会員が補償対象住居の建物または家財について空き巣狙いによる盗難損害を被った場合に、会員が所管警察署に盗難被害届を提出することを条件として、会員に対して見舞金を支払います。

(見舞金を支払わない場合)

第4条 前条の規定にかかわらず、**JCB**は、次の各号に掲げる損害に対しては、見舞金を支払いません。

- 会員の故意または詐害行為によって生じた損害
- 会員の親族、使用人、同居人、止宿人並びに会員の補償対象住居の監守人が自らなしたまたは加担した盗難による損害
- 忍び込みや居空き等、空き巣狙い以外の不法侵入者によりなされた盗難による損害
- すり等、補償対象住居に不法に侵入しなかった者によりなされた盗難による損害
- 店舗併用住宅建物の店舗部分等、日常住居以外の目的で使用している部分の建物等の財物に生じた損害
- 家財が一時的に建物外に持ち出されている間にその家財に生じた損害
- 財物損壊を伴わない経済的損失や精神的苦痛等の非財物損害
- 空き巣狙いによって生じた火災または爆発事故による損害
- 火災または爆発事故の際の盗難による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における盗難による損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動の際における盗難による損害
- 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故の際における盗難による損害

- 会員がザ・クラス会員またはゴールド会員の資格を取得する以前に生じた盗難による損害
- JCB**は、会員の補償対象住居に空き巣狙いによる住居侵入の形跡がある場合でも、その建物または家財に盗難損害が発生していない場合には見舞金を支払いません。
- JCB**は、理由の如何を問わず、会員が空き巣狙いによる盗難損害について所管警察署への盗難被害届け出を怠った場合には、見舞金を支払いません。

(見舞金の請求)

- 第5条 会員は、第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合には、直ちに所管警察署に届け出るとともに、**JCB**に通知しなければなりません。
- 会員が**JCB**に対して見舞金を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を**JCB**に提出しなければなりません。
 - JCB**が指定する見舞金請求書兼空き巣被害届出証明書（必要記載事項に記入漏れがないもの）
 - 空き巣被害を証する写真、住民票その他**JCB**が必要と認める書類
- 会員が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、**JCB**は見舞金を支払いません。
- 会員が**JCB**に登録している自宅住所の変更手続きを完了する前に第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合は、**JCB**に登録している自宅住所の変更手続きが完了するまでは、**JCB**は見舞金を支払いません。
- 会員以外の者からなされた見舞金請求に対しては、**JCB**は見舞金を支払いません。
- 会員がザ・クラス会員またはゴールド会員の資格を喪失した後におこなった見舞金請求に対しては、**JCB**は見舞金を支払いません。
- 第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した日より60日を経過した後になされた見舞金請求に対しては、正当な理由がない限り、**JCB**は見舞金を支払いません。

(見舞金請求の際の調査)

- 第6条 **JCB**は、会員が前条に定める見舞金請求手続きを行った場合は、会員から通知を受けた第3条に定める見舞金支払いの事由発生の実事および状況を調査することができるものとします。
- 会員は、前項の調査に協力しなければなりません。
- 会員が正当な理由なく第1項の調査の協力を拒んだときは、**JCB**は見舞金を支払いません。

(見舞金の額)

- 第7条 **JCB**が会員に対して支払う見舞金の額は、1空き巣被害あたり5万円とします。
- 前項に関わらず、会員が補償対象者として複数の資格を有する場合でも、**JCB**が会員に対して支払う見舞金の額は、1空き巣被害あたり5万円とします。
- 第1項に関わらず、会員の他に補償対象住居を同一とする補償対象者が存在する場合は、**JCB**が会員に対して支払う見舞金の額は、1空き巣被害あたり10万円を限度とします。
- 前項の場合、**JCB**は、会員から特段の申し出がない限り、10万円を補償対象者数で按分した金額を各々の補償対象者に支払うものとします。
- 会員が1補償期間中に被った空き巣狙いによる盗難損害の回数に関わらず、**JCB**の会員に対する見舞金支払いは、1補償期間中、1回を限度とします。

(見舞金の支払方法)

- 第8条 **JCB**が会員に見舞金を支払う場合、会員のカードご利用代金お支払い口座（以下「お支払い口座」といいます。）にカード利用代金の約定支払日に支払うものとし、事前にご利用代金明細書にて見舞金の支払金額及び支払日を会員に通知します。
- 前項に関わらず、**JCB**は、会員に対して他に請求するカード利用代金がある場合は、会員から特段の申し出がない限り、当該カード利用代金と支払うべき見舞金の額を相殺することができるものとします。なお、当該カード利用代金が支払うべき見舞金の額に満たない場合は、当該カード利用代金と相殺した見舞金の残額分について、お支払い口座に振り込むものとします。
- JCB**は、相殺後のカード利用代金の口座振替または見舞金（残額分の場合を含む）の振り込みをもって会員の見舞金受領を確認したのとし、特段の事情がない限り、会員に対して見舞金受領書を徴求しません。

(規定の改廃)

- 第9条 本規定は、2003年4月1日午前0時より効力を発します。
- 本規定を改定または廃止する場合には、特段の事情がない限り、**JCB**は事前に会員に通知するものとします。ただし、**JCB**が本規定を改定または廃止することができることを会員は予め承諾するものとします。

(2007年4月1日改訂)

海外でお困りの際のホットラインサービス

病気やケガをされた場合や損害賠償請求をされた場合、身の回り品の盗難・損害にあった場合

24時間日本語相談 日本語安心サービス

※家族特約対象者は、一部ご利用いただけません。

Q:どんなサービスですか？

A:ご旅行中にケガや病気をされたとき、損害賠償の請求をされたり、携行品の損害が生じたとき等の事故についてのご相談や、保険についてのさまざまなご相談を、東京を含め、世界6都市に設置した日本語センターで、年中無休、通話料無料で24時間いつでも受け付けています。

日本語を話せるスタッフが対応しますので安心してご利用ください。

※このサービスは、株式会社アステージインターナショナルとの提携により海外旅行傷害保険ご契約のお客様に対して提供させていただくものです。

Q:サービスの具体的な内容は？

A:次のサービスがご利用いただけます。

■事故相談サービス

ケガ・病気、持ち物の盗難、賠償責任事故といった旅行中に遭遇するさまざまな事故に関するご相談を承ります。

◎日本人医師・もよりの医療機関の紹介・予約

◎医療機関へのキャッシュレス治療の手配
(家族特約対象者は、キャッシュレス治療サービスはご利用できません。)

◎医師や医療機関との緊急時の通訳サポート

◎保険金請求に必要な書類の手配

◎付添者、通訳等の手配

◎警察への盗難届、事故証明書入手などのサポート

◎賠償事故の場合の現場アシスターとの仲介

◎現地で保険金を受け取りたい場合の請求・支払い手続きなど
(家族特約対象者は、日本帰国後の手続きとなります。)

■保険相談サービス

保険全般に関するさまざまなご相談を承ります。

◎現在契約している保険の内容に関する照会

◎その他保険に関わる各種照会・相談

※ご滞在地域によってはキャッシュレス治療サービスなど一部のサービスがご利用いただけません場合がありますのであらかじめご了承ください。

Q:サービスは無料ですか？

A:はい。サービスご利用の際に発生する費用は、ご契約の海外旅行傷害保険で対象となる限り、お客様のご負担とはなりません。

ただし、海外旅行傷害保険の支払対象とならない場合やかかった費用がご契約の保険金額を超過する場合の超過部分についてはお客様のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

Q:サービスを利用するときの申し込み方法は？

A:ご滞在地域により連絡先の日本語センターおよび電話番号・電話方法が異なります。地域と連絡先をご確認の上、右の表の電話番号までお電話いただければ、日本語を話せるスタッフが24時間受付をいたします。

次の国(地域)にご滞在中は、下記の電話番号におかけください。フリーダイヤル・オートコレクトコールまたはインターナショナル・トールフリーライン(通話料無料の国際電話)で、直接各日本語センターにつながります。

	滞在地域	電話番号	日本語センター	
南北アメリカ	米国本土(含むアラスカ)	1-800-984-1520	ロサンゼルス	
	カナダ	1-800-984-1520		
	グアム	1-800-383-5756		
	サイパン	1-800-336-1704		
	メキシコ	95-800-418-0800		
	ジャマイカ	0-800-418-0800		
	ハワイ	1-877-949-2812		ホノルル
アジア	ブラジル	0800-891-7259	東京	
	チリ	1230-020-2504		
	インドネシア	001-803-65-7226		
オセアニア	シンガポール	1-800-735-7502	シンガポール	
	タイ	001-800-65-6126		
	フィリピン	1800-1651-0098		
	マレーシア	1-800-80-1364		
	台湾	00801-81-2291		東京
	中国(北京、広州、上海)	10800-8112269		
	中国(香港)	800-96-3129		
	マカオ	0800-442		シドニー
	韓国	00798-81-1-0130		
	オーストラリア	1-800-677-128		
中近東	ニュージーランド	0-800-444-059		
	イスラエル	1-800-947-0017	東京	
	バーレーン	800-278		
	アラブ首長国連邦	800-081-0-0006	東京	
	トルコ	00-800-8191-0012		
	アイルランド	1-800-55-3366		
	ヨーロッパ	イギリス	0800-39-3216	パリ
イタリア		8008-70983		
オーストリア		080029-8179		
オランダ		0800-022-8067		
ギリシャ		00800-3312-1507		
スイス		0800-55-1089		
スウェーデン		020-79-4465		
スペイン		9009-73300		
デンマーク		8001-6125		
ドイツ		0800-181-0404		
ノルウェー		800-11224		
ハンガリー		06-800-12219		
フィンランド		0800-11-3303		
フランス	0-800-02-6374			
ベルギー	0800-72662			
ルクセンブルグ	0800-2431			
南アフリカ	0800-99-5810			

※滞在地域によっては公衆電話からのご利用ができない場合がございます。

※国事情により電話番号の変更が行われる場合がございます。

上記各番号で電話が繋がらない場合は、次ページに記載のあります東京センターにコレクトコールでおかけ直しください。

左ページ以外の地域からは、ご滞在地により次の電話番号へコレクトコール(料金受信人私)でおかけください。

北米 中南米	ロサンゼルス・センター
	(1) 949-437-9621
ヨーロッパ 中近東 アフリカ	パリ・センター
	(33) 1-4495-8556
アジア	シンガポール・センター
	(65) 6735-7502
オセアニア	シドニー・センター
	(61) 2-8218-5066
その他の 地域 (日本)	東京センター
	(81) 3-5352-0408

※1 コレクトコールはオペレーター申込でご利用ください。

※2 電話番号のうち()内は国番号です。同国内からおかけになる場合は省略してご利用ください。

※3 パリ、シンガポール、シドニー、ロサンゼルス各センターについては、夜間(パリは5:00PM~9:00AM、シンガポール、シドニーは6:00PM~9:00AM、ロサンゼルスは6:00PM~6:00AM)にお電話いただいた場合には、東京へ自動転送し、東京センターがご対応いたします。

※4 日本からのご利用の際は東京センター(03-5352-0408)へおかけください。

■国際電話のかけ方

■コレクトコール

あなた様自身で直接、またはどなたかに頼んでセンターにコレクトコール(料金受信人払い通話)で電話をしてください。

(注)ご滞在地域の事情によりコレクトコールを依頼できない場合があります、この場合の電話料金は自己負担となりますのでご注意ください。

(参考)オペレーターに国際電話(コレクトコール)を申し込む場合の英会話例:
ホテルの客室からかける場合

まず受話器をとってオペレータを呼び出します。

オペレータ:This is the overseas operator. May I help you?

(オペレータです)

あ な た:I want to make an overseas collect call to Paris. Telephone number is 1-44-95-8556 for Prestige International. This is Miss Michiko Aoki in room 201.

(コレクト・コールをお願いします。電話番号は1-44-95-8556のプレステージインターナショナルです。こちらは201号の青木みち子です。)

オペレータ:Hang up, please.

(一度切ってお待ちください)

※Hold the line, please.と言われたら、電話器を切らずにそのまま待ちます。

オペレータ:Thank you for waiting. Prestige International is on the line. Go ahead, please.

(お待たせしました。出ましたのでお話しください。)

●オペレータが、こう言ったら……

・ Hold on, please.または、Hold the line, please.

(受話器を切らずにそのまま待つ)

・ Hang up (and wait), please.(一度切って待つ)

・ Mr. A is on the line.(Aさんが出ました)

・ Go ahead, please.(どうぞお話しください)

・ The line is busy.または、The number is busy.(お話中)

■フリーダイヤル・インターナショナル・トール・フリー(料金無料)

フリーダイヤルおよびインターナショナル・トール・フリーは、ご利用可能地域が決まっており、フリーダイヤルは原則同国内から、インターナショナル・トール・フリーは前ページに記載されている地域からのご利用となりますので、その他の地域からは、コレクトコールで電話してください。基本的には相手の電話番号を直接ダイヤルします。

●たとえば、ニューヨークから日本語安心サービスのロサンゼルス・センターに電話をかける場合

1 - 800 - 984 - 1520

↑
フリーダイヤル認識番号

相手の電話番号
(日本語安心サービスロサンゼルス・センター)

※センターに電話が通じたら、ケガまたは病気の状況・原因および現在地その他担当者が求める情報を冷静にお知らせください。

■事故時の連絡先

[海外]

海外旅行中にケガ・病気をされた場合や損害賠償を請求された場合、携行品の損害が生じた場合などは「日本語安心サービス」をご利用ください。

[各種事故時の連絡先(ご帰国後の連絡先)]

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険・ショッピングガード保険・ライフアクシデントケア制度につきまして事故が発生した場合には、『日本興亜**JCB**事故受付デスク(**JCB**カード自動付帯サービス専用)』までご連絡ください。

※『日本興亜**JCB**事故受付デスク』における事故受付の際、保険会社が**JCB**会員資格有効性を確認するために、会員番号をご申告いただいております。

0120-258-554

日本興亜**JCB**事故受付デスク

(**JCB**カード自動付帯サービス専用)

受付時間 9:00AM~5:00PM 日・祝休